

郡山市国民健康保険税納税通知書に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第44号

郡山市国民健康保険税納税通知書に関する規則の一部を改正する規則

郡山市国民健康保険税納税通知書に関する規則（昭和42年郡山市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

[illegible]

別記様式（その2）

国民健康保険税について

1 国民健康保険税課税の根拠

国民健康保険税は、国民健康保険の医療費、後期高齢者支援金、介護納付金及び子ども・子育て支援金などの支払に充てるため、地方税法及び郡山市国民健康保険条例の規定により、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して課税されます。

ただし、世帯主が国民健康保険に加入していない場合は、世帯主の所得割額及び均等割額は課税されません。

2 保険税の計算方法

(1) 所得割額…〔前年中の所得額－基礎控除（ 円[※]）〕×所得割率

(2) 均等割額…均等割額×加入者数

(3) 平等割額…平等割額×1世帯

※ 所得額が一定額を超える場合は別途地方税法の定めによる

3 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、この税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

※ 延滞金額の計算について、地方税法及び郡山市税条例に上記と異なる定めがある場合には、その異なる定めによります。

4 滞納処分

納期限までに完納されないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

国保税を
滞納
すると…

相談なく、国民健康保険税を滞納している場合には次のような措置がとられることがあります。

●勤務先への給与照会や財産調査・滞納処分等を受けることがあります。

●「資格確認書（特別療養）」が交付され、保険給付が差し止められるため医療機関等での支払いが全額となります。

※一部負担金相当額を除き払い戻しを受けるには申請が必要です。（滞納している国民健康保険税に充当する場合があります。）

5 国民健康保険税の算定明細(A)～(F)の説明

「国民健康保険税の算定明細」の説明

区 分	説 明
合 計 (A)	「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」「子ども・子育て支援金分」各々の「所得割」「均等割」「平等割」額の合計
軽 減 額 計 (B)	「軽減区分」に2割、5割、7割軽減等の記載があった場合に軽減される税額の合計
限度超過額 (C)	「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」「子ども・子育て支援金分」各々の課税限度額を超過した額 (課税限度額) 医療分： 円・支援金分： 円・介護分： 円・子ども分： 円
増減調整額 (D)	100円未満の税額切捨て、又は年度途中の加入もしくは脱退者の調整額
条例減免額 (E)	郡山市国民健康保険条例第31条第1項第3号の「減免」による減免額
減 免 額 (F)	(E)以外の「減免」による減免額

6 審査請求等

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴えについては、(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

ア 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) ただし、(1)又は(2)の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に送達された国民健康保険税納税通知書は、改正後の別記様式の規定に基づき送達された国民健康保険税納税通知書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。